

## 会 則

### (名称)

第 1 条 本会は「マリモでくしろを盛りあげ隊～we Love マリモハイボール」と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会の事務所は会長の自宅に置く。

### (目的)

第 3 条 本会は「マリモでくしろを盛りあげ隊～we Love マリモハイボール」を通じて、会員間の意見・情報交換ならびに郷土の釧路を PR する為、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は前条の目的達成の為に日々努力し、時に応じて必要な事業を行うものとする。

### (入会)

第 5 条 本会への入会希望者は現会員 1 名の推薦を要するものとし、役員会にて入会の承諾を得るものとする。入会資格として、一般常識を有する成人である事。

### (会員)

第 6 条 本会の会員は、一般会員（個人）、賛助会員（企業・団体・個人）とする。

### (賛助会員)

第 7 条 賛助会員は、本会の発展のために活動を支援する企業・団体・個人とし、所定の会費を納入するものとする。

### (退会)

第 8 条 会員は予め会長にその旨を記載した書面で通知した上で退会することが出来る。

### (休会)

第 9 条 会員が病気、その他止むを得ない事情により本会の活動に参加できないときは、役員会の承認を得て休会扱いとし各会費の半額を負担するものとする。  
休会の期間は原則として無期限とする。

### (除名)

第 10 条 会員が本会の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたときは、役員会の決議により除名することが出来る。

### (退会勧告)

第 11 条 次に該当するものは、役員会にはかり退会を勧告するものとする。

1：会費を 1 年以上納入しない時。

2：行事の出席が年間 1 回に満たないとき。

### (返 還)

第 12 条 会員の退会または除名処分が発生した場合、すでに納入した会費その他の拠出金は返還しない。

(役員)

第 13 条 本会に次の役員をおく。

会長	1 名	副会長	若干名
事務局長	1 名	事務局次長	若干名
幹事	若干名	会計	1 名

(選任)

第 14 条 役員の選任は次のとおりとする。

- 1：総会において立候補により選出する
- 2：立候補者が居ない時は前任の役員による話し合いで選出し、本人の了承をもって決定する
- 3：会長以外の役員に立候補者が居ない場合、会長が指名する。
- 4：役員の任期は一カ年とし再任を妨げない。なお、役員欠員により選任された新役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5：役員の任期は総会から総会までとする。

(職務)

第 15 条 1：会長は本会を代表し会務を統括する。

2：副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

3：事務局長は会務を代行する。

4：事務局次長は事務局長を補佐し会務を担当する。

5：幹事は会務を監査する。

(顧問、相談役)

第 16 条 本会に顧問と相談役をおくことができる。

1：顧問は本会に功労のあった者の中から、総会の議を経て会長が委嘱する。

2：相談役は前会長とし、期間は現職会長の任期中とする。

3：顧問、相談役は会長の諮問に応じ本会の運営に関し、意見を述べる事が出来る。

(総会、役員会)

第 17 条 本会の定期総会は毎年3月に行う。

1：総会は会員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、議決事項は全会員に報告する。

2：役員会が必要と認めたときは臨時に総会を会長が招集することができる。

3：役員会は会長が招集し、会内の和を計るとともに諸問題を討議する。

(会 費)

第 18 条 会員は次の各事項に定める入会金および会費等を納入しなければならない。  
賛助会員は一口以上の会費を納入しなければならない。

1：入会金 1,000 円

年会費 1,200 円

賛助会費 年間 10,000 円（一口）一人何口でもよいものとする。

尚、会費は年度 1 年間のものとし、3 月～翌年 2 月末日とする。

中途入会の場合も、2 月末日までとする。

2：役員会の決議により、特別会費及び寄付金を徴収することができる。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は毎年 3 月 1 日に始まり 2 月末日に終る。

(内規)

第 20 条 この会則以外に、会の運営に際し必要な事項は、役員会の決議を経て別に定める。

(会則の改定)

第 21 条 この会則は役員会にはかり、総会の議決を持って改正できる。

(附則)

本会則は平成 25 年 3 月 1 日より実施する。

平成 25 年 8 月 28 日一部改定。

平成 26 年 1 月 18 日一部改定。